

四四

合議先番受送月日		厚生省號冊	
第 號 送 受 月 月 日 日		第 號 送 受 月 月 日 日	二 九 九 人 二 九 二 人
<p>起案 昭和五年四月七日</p> <p>判決 月 日 合 校</p> <p>受局 付課 月 日 日 日</p> <p>行施 月 日 日</p>			
<p>大臣 次官</p> <p>部長 秘書課長</p> <p>主査事務官</p> <p>總務課長</p> <p>會計課長</p> <p>審査委員</p> <p>參與官</p>			
<p>職業安定局 職察員 規程 制定 案</p> <p>以上制定終了。</p> <p>仰 旨 裁</p>			

甲乙ノ種類

職業安定局監察小室規程

第一條 職業安定局に監察小室を置く。

監察小室は公共職業安定所の監察小室に属する事項を掌する。

第二條 監察小室に公共職業安定所^{所長}監察小員(以下監察小員といふ。)を置き職業安定局に勤務する二級の厚生事務官又は

合 議 先 番 號 受 送 日 月			第 一 番		
第	號	受	第	號	受
送	送	送	送	送	送
月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月
日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日

訓令案

厚生省訓令三三九六号

職業安定局

厚生部内一般

監察小室規程を次のように定める。

右訓令する。

昭和十四年四月十八日

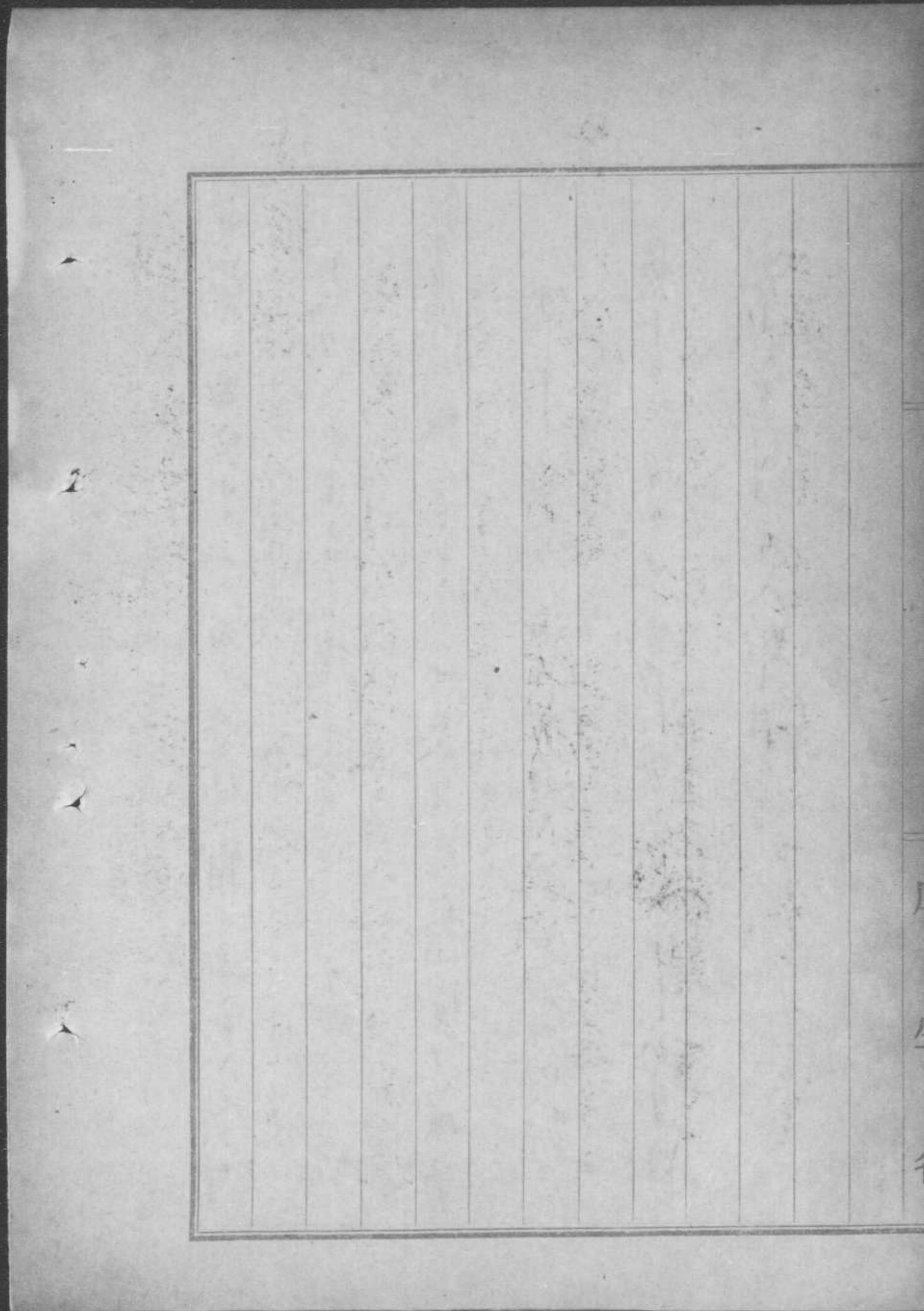
大臣

厚生投資官の申一から、厚生大臣が、これを
命一する。

第三條 監察小員は公共職業安定所、実地
に於いて、その業務の執行状況を査察
するを旨とし、兼つて綱紀の張弛を
検明するものとする。

第四條 監察室の事務は、職業安定局
長が、これを掌理する。

第五條 職業安定局長は監察室の庶務
に従事一させるために職業安定局に勤
務する三級の厚生事務官の申一から監
察室付を命一する。



裏面白紙

洋紙 洋紙 半面 洋紙 乙

職業安定局 出立金規程

第一条 職業安定局に 出立金を送付する

出立金は 公共職業安定所の 出立

に 用立てる こととする

第二条 職業安定局に 出立金を送付する

出立金を送付する 職業安定局に 送付する

二 及び 労働者又は 労働者の 中より なる

厚生省

裏面白紙

宣紙 洋紙 字面 宣紙 乙

大臣之と命す

為三條 是亦足は公 丑 改業 其定所 之 宣紙 乙

に 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙

片也を檢以すもつとす

か三條 監定 其 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙

之と古手取す

宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙 宣紙 乙

厚生省

裏面白紙

罫紙 洋紙 半面罫紙 乙

今世しごころ^{たの}も 厚葉を定るに勤むす
三枚のすぢなり中より定家定付
命ずる

厚
生
省

289

公衆職業安定局監察員規程案

(昭和ニニニニニ)

訓令案

公衆職業安定局監察員規程左の通り定める。

第一條 公衆職業安定局に監察員を置く。

第二條 監察員は、公衆職業安定局に勤務する二級事務官のうちより厚生

大臣これを命ずる。

第三條 監察員は、公衆職業安定局長に直屬し公共職業安定所の實地

につき、その業務の執行状況を査察することを本旨とし、兼ね

て調記の張弛を検明する。

第四條 公衆職業安定局長は監察員の事務を補佐せしむるため、公衆

安定局に勤務する三級の事務官のうちから監察員附を命ずる。

勸發第一一號

昭和二十二年三月二十五日

勸
勞
局



大臣官房秘書課長 殿

職業安定

職業安定局

設置に関する訓令の件

公共職業安定所の實施につき、その業務の執行状況を査察すること
とを本旨とする監察員を設けることとなりたるについては、別紙
案の通り職業安定局に監察員規程を設置するため、これが訓令方
宜しく御取計ひ願ひたい。

追て本規程は四月八日より實施致したい。

291

職業守定局 監察員規程

第 一 條 職業守定局に監察員を置く

職業守定局に監察員を置く

監察員は職業守定局の監察員に當りてその職務を執行する。

第 二 條

監察員は職業守定局に勤務する。

監察員に當りて

二級の厚生事務教官の中一から厚生大臣が之

れを命ずる。

第 三 條 監察員は職業守定局長に直屬す。

公共職業安定所の実地につき、その業務の

執行状況を調査し、兼

わつ綱紀の張弛を檢明するを本旨とする

職業安定局長の職務掌理

第四條 職業安定局長は、**職業安定局長の職務**を

補佐するものため、職業の昇降を勤務する

職業安定局長は、**職業安定局長の職務**を

職業安定局長の職務の中より、**職業安定局長の職務**を

職業

厚生省訓令第39號

厚生部内一般

職業安定局監察室規程を次ノように定める。
右訓令する。

昭和二十二年四月十八日

厚生大臣 河合良成

職業安定局監察室規程

第一條 職業安定局に監察室を置く。

監察室は公共職業安定所の監察に関する事項を

掌する。

第二條 監察室に公共職業安定所監察員（以下監察

員といふ。）を置き職業安定局に勤務する二級の厚

生事務官又は厚生技官の中から、厚生大臣がこ

れを任命する。

第三條 監察員は公共職業安定所の實地について、その

業務の執行状況を査察することを本旨とし、兼ねて

細紀の張弛を検明するものとする。

第四條 監察室の事務は、職業安定局長が、これを

掌理する。

第五條 職業安定局長は監察室の庶務に従事させる。

ために職業安定局に勤務する三級の厚生事務官の中

から監察室付を命ずる。